

県歯協だより

Vol.236 2022.7

鹿児島県歯科医師協同組合
鹿児島市照国町 13 番 15 号
TEL : 099-222-6982
FAX : 099-226-3353
MAIL : kyokumi@8020kda.jp



第 29 回通常総代会 報告

6月25日(土)に第29回通常総代会が開催され、慎重審議の結果、全ての議案について原案どおり可決されました。

- ◎第1号議案 令和3年度収支決算関係書類承認の件
- ◎第2号議案 令和4年度事業計画及び収支予算設定承認の件
- ◎第3号議案 借入金残高の最高限度額決定の件
- ◎第4号議案 役員報酬決定の件

お陰様で令和3年度も無事に事業を遂行することができました。
今後とも組合員の皆様のご支援ご協力をよろしくお願いいたします。

共同購買商品の価格改定について

協同組合で取り扱っている共同購買商品(歯科材料等)につきまして、原料価格高騰のため、一部商品の価格改定を行うこととなりました。

組合員の皆様には諸事情をお酌み取りいただき、何卒ご理解ご了承くださいませようお願いします。

なお、今後のご注文の際は、同封の新しい注文書をご利用ください。



7月貴金属改定に伴う 手書き用レセプトの対応について

歯科用貴金属価格の随時改定に伴い、7月から歯科材料料が一部改定となっておりますが、協同組合販売の手書き用レセプトにつきましては、該当部分を取り繕い対応にてご使用ください。

小規模企業共済のご案内

小規模企業共済とはどんな制度ですか？

国がつくった経営者のための退職金制度です。

- 小規模企業の経営者や個人事業主などのための、積み立てによる退職金制度です。(医療法人は、対象外となります)
- 加入者数は、全国で約 147 万人です。(R2.3 月現在)
- 掛金は全額を所得控除できるので、高い節税効果があります。

<小規模企業共済のお得なポイント>

1. 掛金は、全額所得控除

掛金は月額 1,000 円から 70,000 円の範囲で自由に選べます。

払い込んだ掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、所得控除の対象となります。

2. 受取時も税制メリット

共済金は、廃業や退職時の他、65 歳以上で 180 ヶ月(15 年)以上掛金を納付した方も受け取ることが出来ます。

受取は、「一括」「分割」「一括と分割の併用」があり、また税制のメリットもあります。

一括受取 ⇒ 退職所得扱い

分割受取 ⇒ 公的年金等の雑所得扱い など

3. 資金に困ったら・・・

事業資金に困った場合、掛金納付月数により掛金の 7 割から 9 割の範囲内で貸付制度がご利用できます。

※詳細は、協同組合事務局までお問合せください。TEL 099-222-6982

所得補償保険無事故返戻金の送金について

保険期間中に保険金をご請求されなかった方に対して、無事故返戻金を送金しておりますので、ご確認ください。

損保ジャパン ⇒ 5月31日(歯科医師協同組合から)

東京海上 ⇒ 6月16日～30日(東京海上日動火災保険から)